

## 米国 TSCA 第 14 条 CBI 主張の期限切れリストを公開

米国環境保護庁（EPA）は、TSCA に基づく企業秘密情報（Confidential Business Information: CBI）主張について、期限切れ予定となる対象リストを、EPA ウェブサイトに公開しました。公開されたリストには、2026 年 6 月 22 日から同年 7 月 31 日の間に期限切れ予定となる対象化学物質等が掲載されています（5 月 25 日時点のリスト）。EPA によると、今後も毎月これらのリストが更新される予定です。

### <公開リスト>

- ・ CBI を含む届出のケース番号リスト（PMN・LVE・NOC・CDR・bona fide・等）
- ・ 化学物質アイデンティティに関するリスト（Accession No.及び、PMN 番号）
- ・ CBI を含む届出を行った会社名リスト

### <CBI 主張の延長申請の要件>

項目	内容
届出期限	期限切れ日の少なくとも 30 日前までに提出 ※届出者宛に、EPA から通知が送付される予定（期限切れ日の 60 日前まで）で、その後に申請可能 ※延長を希望しない場合、特に届出は不要
届出方法	CDX（Central Data Exchange）上に新たに導入された「TSCA Section 14(e) CBI Claim Extension Request」ツールを使用して電子提出
実証 (substantiation)	前回の実証を使用することも、新たに実証を提出することも可能。ただし EPA は、約 10 年前に提出された実証について、現在求められる説明レベルを満たしていない可能性がある点を注意喚起している。

### EPA が推奨する事前準備

EPA は、CBI 主張の期限切れに備え、企業に対して早期の準備を推奨しています。

- 2016 年 6 月以降に行った TSCA 提出について確認し、延長申請が必要となる CBI の有無を把握する。特に、化学物質名称の CBI 主張については、TSCA Inventory 上の「EXP」欄で、期限切れ日を確認することを推奨（全ての物質について日付が掲載済みではないため注意が必要）。

EPA によると、2016 年の化学品データ報告（Chemical Data Reporting: CDR）における、多くの化学物質名称の CBI 主張は、2026 年 9～10 月にかけて期限切れになると説明されています。

- CBI 主張を延長する必要があるかの評価
- CDX アカウントの準備

特に、古い TSCA 提出では、当時の担当者が既に異動・退職しているケースや、CDX アカウントへアクセスできないケースも想定されるため、早めの確認が重要と考えられます。

EPA は、期限までに延長申請が提出されなかった場合、当該情報について CBI として保護を継続する義務を負わず、提出者への追加通知なく情報を公開する可能性があると説明しています。

参考：

EPA | List of Expiring Claims

<https://www.epa.gov/tsca-cbi/cbi-claim-expiration#List>

三菱ケミカルサーチ News& Topics | 2026年1月26日掲載

[米国 TSCA 第 14 条 CBI 主張の期限満了と更新手続きについて](#)

本資料は、調査時点における公開情報および信頼できる情報源に基づいて作成されたものです。記載内容の正確性・完全性・最新性には十分配慮しておりますが、情報の解釈や記載の誤り、または関連情報の見落としが含まれる可能性があります。

最終的な判断・対応につきましては、最新情報等をご確認の上、事業者自身の責任で行っていただくようお願いいたします。

当社は、本資料の内容に基づく判断・行動により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

#### ■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TN ビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>